

会 議 録

1 会議名

平成 30 年度 上越市入札監視委員会 第 2 回会議

2 議題（公開・非公開の別）

【開会】（公開）

【挨拶】（公開）

【報告】（公開）

(1) 発注状況について（市発注）

（ガス水道局発注）

(2) 指名停止措置状況について

【審議】

(1) 抽出案件の審議について

3 開催日時

平成 30 年 8 月 22 日（水）午後 1 時 30 分から午後 3 時 15 分まで

4 開催場所

上越市ガス水道局 4 階 402 会議室

5 傍聴人の数

0 人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・ 委 員：今本啓介、岩井文弘、笹川香織、宮崎貴博

・ 事務局

上 越 市：宮下契約検査課長、鋤柄副課長、西條係長、木村主任

ガス水道局：平野総務課長、新部副課長、城川係長、池田主任

（審議案件担当課等）

建築住宅課営繕室：袋係長、江口技師

小林古径記念美術館：笹川上席学芸員

浦川原区産業グループ：田中班長

下水道建設課：宮崎副課長、河野主任

教育総務課：柿村副課長、齋藤主任

生活環境課：星野係長

ガス水道局維持管理課：吉原係長、水澤係長

ガス水道局浄水センター：川口副センター長、竹田技師

ガス水道局総務課：近藤主任

8 発言の内容

【開会】

宮下課長： 本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。本日の進行は、契約検査課長の宮下が務めさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、会の開催の前に資料の確認をお願いいたします。本日の次第、資料 1-1 発注状況についてのうち市発注分、資料 1-2 発注状況についてのうちガス水道局発注分、資料 2 指名停止措置状況について、資料 3 抽出案件の審議についてNo.1 からNo.11 です。そして委員名簿、座席表です。不足などありませんでしょうか。

本日、山田副委員長から事前に、お仕事の都合により欠席されるとの連絡をいただいております。これにより、本日の出席員は 4 名、欠席員 1 名となり、入札監視委員会設置要綱第 7 条第 2 項の規定により開会の要件である半数以上に達していることをご報告いたします。

なお、市では、審議会の会議を原則として公開しております。傍聴される皆様におかれては、会議に対する発言権の無いこと及び会議中のご清聴について、ご協力をお願いいたします。

それでは只今から、上越市入札監視委員会平成 30 年度第 2 回会議を始めさせていただきます。

始めに今本委員長からご挨拶いただいた後、入札監視委員会設置要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、以降の進行は委員長からお願いいたします。

【挨拶】

今本委員長： 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、ご足労いただきましてありがとうございます。

今回も 11 件ほど案件を抽出していただいております。これらについて、前回までと同様に審議できればと思います。本日はよろしく申し上げます。

これより上越市入札監視委員会第 2 回会議を開始したいと思います。まず報告に入りたいと思います。報告の発注状況についてのうち、市発注分について事務局から説明をお願いします。

【報告】

(1) 発注状況について（市発注）

（ガス水道局発注）

宮下課長： 資料 1-1 に基づき説明

今本委員長： ありがとうございます。ただ今の説明について、質問等ありましたらお願いします。

岩井委員： 市発注分の工事について、件数も金額も増え、金額は 30 億円程度増えたとの説明がありました。30 億円程度増えた要因、落札率が少し下がっている要因について、市で把握していたらご説明ください。

宮下課長： 件数と金額について、改めて前年度の対比でご説明いたしました。

まず、金額については、平成 28 年度は水族博物館など大きな工事の発注がありましたが、平成 29 年度はあまり大きな工事はありませんでした。

今年度に入りまして、大潟体操アリーナの新築工事、旧第 1 クリーンセンターの除却工事、小林古径記念美術館の増築工事などにより、28 億円の増となっており、金額が大きく伸びている要因です。

また、資料 2 段目、指名競争入札の土木を見ていただきたいのですが、件数、金額とも前年度と比べて大きく伸びております。これは、昨年 10 月の台風により被災した道路、林道、農地等の災害復旧費、これを今年度に繰越した上で新年度当初に発注していることから、前年度と比べて、件数金額ともに伸びているものであります。

岩井委員： 工事の落札率について、ほとんど変わりはないのですが、前年度から若干低くなっていることについて、何か要因はあるでしょうか。

宮下課長： 今回、4 月から 6 月の 3 か月間の結果については、工種別で金額、件数にばらつきがあるほか、落札率はあくまでも入札の結果ですので、前年度と比べ、落札率がコンマ数ポイント落ちたことについて、原因を分析するのは困難かと思えます。

岩井委員： ありがとうございます。

今本委員長： 他に何かありましたらお願いします。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 続きまして、ガス水道局発注分について事務局から説明をお願いします。

平野課長： 資料 1-2 に基づき説明

今本委員長： ありがとうございます。ただ今の説明で質問等がありましたらお願いします。

委託の件数が増えているのは、老朽化が進んでいる影響でしょうか。

平野課長： 委託の種類の中に設計とありますが、昨年度は 1 件 200 万円程度であったものが 4 件 9,600 万円と大きく増えております。

これに関しては、この度、ガス水道局を移転することになりましたので、当該設計業務や地質調査を発注しました。また、浄水場の更新計画を発注したため、件数が増えています。

今本委員長： ありがとうございます。他に何かありますでしょうか。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 次に指名停止措置状況について、事務局から説明をお願いします。

(2) 指名停止措置状況について

宮下課長： 資料 2 に基づき説明

今本委員長： ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、質問等がありましたらお願いします。

岩井委員： 関建設の件について、4 者で見積り合わせをしている段階で資料に記載

の内容を行ったとの説明でした。そこですぐ発覚したのかは分かりませんが、入札には参加しているのでしょうか。

宮下課長： 関建設を含め計4者に見積りの提出を依頼しております。見積りの提出期限があり、それから担当課で見積り合わせをした結果、一番安い業者と契約を締結し、工事をしていくという流れになるのですが、この案件は4者見積り合わせをしている最中で、まだ結果が出ていないにも関わらず、関建設があたかも自分が落札した業者のように市民に対して書類を配った他、警察署に届け出を行ったという事案となります。入札ではなく、いわゆる随意契約のうち、複数者の見積り合わせにより業者を決定しているものです。

今本委員長： なぜこういうことをしたのか気になるので、分かる範囲で良いので教えてください。

宮下課長： 業者から聞き取りをさせていただきました。地元の工事現場で見積金額に自信もあったようで、仕事の都合もあり、決まったらすぐに仕事を始めたいと考え、営業担当が事前に段取りをしてしまったと聞いております。社長からも聞き取りさせてもらったのですが、社長は話を聞いてなかったようで、これはまずいことだと、契約後に動かなければいけないのに、しかも官公庁への手続きをしたことも問題だと認識しており、どのような処分も受けるつもりだということもお聞きした上で、今回の措置に至ったものです。

宮崎委員： 関建設ですが、指名停止期間2か月というのは感覚的に甘いのかなという気もしますが、例えば、指名を禁止する措置ということはあるのでしょうか。

宮下課長： まず、市が行える処分が指名停止措置です。指名停止期間の議論については、1か月から数か月の幅がある中で、この事案が何か月になるかということを考えます。

今回の事案は、建設業法の第19条第1項違反、契約の締結が無いにも関わらず仕事をしてしまったということにまず着目をして、行政処分庁である新潟県が仮にどういった処分をするかを考えると、国土交通省の定める基準では指示書、いわゆる文書で「気をつけなさい」という指示事項に当たります。

このような事案につきましては、当市では、通常1か月から2か月の指名停止としておりましたが、かかる事案の重大性も考慮し、重い方の2か月と決定しました。

行政処分庁の新潟県としてどうするかということですが、宮崎委員がおっしゃったとおり、悪質なものでは指示処分より上の営業停止といった形になりますが、それはあくまでも処分庁が行います。この事案は新潟県にも報告しておりますが、今のところ、指示処分が終わっているのではない

かと思われます。営業停止の処分を行ったという連絡は受けておりません。

今本委員長： こういった事案は今回が初めてですか。

宮下課長： この業者に関しては初めてですし、こういった内容の事案についても、市では初めてです。

今本委員長： 宮崎委員とは逆に、割と重いなという印象を受けました。

宮下課長： 6月から8月は工事が非常に多く発注されるという時期です。その間に発注した工事に一切参加できませんので、指名停止のタイミングにもよるとは思いますが、停止期間に対する受け止め方はいろいろあるかと思えます。

今本委員長： 他に何かありますでしょうか。

全委員： (意見なし)

【審議】

(1) 抽出案件の審議について

今本委員長： 続きまして、審議に入りたいと思います。今回、岩井委員に11件抽出していただきました。この11件について、これから審議していきたいと思えます。

まず、小林古径記念美術館増築工事についてですが、高額工事にも関わらず落札率が高いということで岩井委員から抽出していただきました。1番目の案件について、事務局から説明をお願いします。

《No.1 小林古径記念美術館増築工事》

鋤柄副課長： 工事場所は本城町地内、高田公園内の歴史博物館南側に位置する建物です。工期は平成30年6月18日から平成32年2月29日の622日間、2か年度にわたる工事となるため、平成30年度予算において債務負担行為を設定した上で、平成31年度まで工事を実施する予定です。

工事の概要ですが、既存施設の管理棟に展示室やギャラリー、多目的室を備えた美術館を増築する建築工事となります。

本工事は予定価格が税抜き3億898万円で、2,000万円以上の工事ですので制限付き一般競争による入札になります。入札参加に必要な資格要件は、予定価格が1億円以上の建築工事ですので、市内に本社を有する3者以内で結成した共同企業体で施工することとしています。

企業の組合せとしては、2者であれば建築一式工事Aランク同士の共同企業体、3者であればAランク3者、又はAランク2者及びBランク1者の共同企業体となります。条件に合致するAランク業者は28者、Bランク業者は18者です。

今回、「高額工事にもかかわらず、落札率が高い。」ということで、審議の対象として抽出していただいております。

本件については、落札率が99.68%となっており、制限付き一般競争入札の、建築工事の平成28年度の平均落札率は98.01%、平成29年度の平均落札率は98.17%ですので、これと比較しますと若干高くなっています。

予定価格が1億円以上の高額工事ではありますが、共同企業体が施工した工事に限って言えば、平成29年度の1億円以上の建築工事3件の平均落札率は99.66%であり、ほぼ同ラインとなっています。

市で積算した予定価格に近い額での落札となりましたが、建築工事の場合、土木工事と比較すると落札率が高くなる傾向にあります。

この点については、建築工事は土木工事と違い公表される標準単価が少なく、見積単価などの不確定な要素が多いため、業者は予定価格や最低制限価格を推測することが難しく、業者が積算するに当たっては、利益を確保する中でどこまで価格を下げられるかということになります。最低制限価格があるものについては、最低制限価格を下回るとその段階で失格になりますので、失格にならないよう安全を期して高めに応札するのではないかと考えております。

今回の入札も、高めに応札されたため、1回目は全ての業者が予定価格を超えたことから、再入札となりました。再入札になりますと、応札者には1回目の最低応札金額を示し、その金額未満での再入札をお願いしますので、これにより業者はある程度の積算の目安が付き、2回目に挑むことができます。今回は2回目で1者が辞退、残る2者のうち予定価格以下の業者は1者となり、その1者が落札者に決まりました。

なお、落札者の久保田・清水共同企業体ですが、共同体の構成員である株式会社清水組は、増築する管理棟の元請施工業者となっており、施設や現場の状況も熟知していたことから他社より費用圧縮の面で優位であったのではないかと考えています。

以上から、高額工事にもかかわらず落札率が高くなった理由としては、建築工事は積算単価に不確定要素が多く、業者は失格とならないよう高めに応札する中で、高い価格ラインでの競争となったため、結果として落札率が99.68%となったものと考えております。

今本委員長： ありがとうございます。岩井委員、何か抽出理由について補足がありましたらお願いします。

岩井委員： 市の案件抽出用の資料を見ましたら、今回3つの大きな工事がありました。大湊区の体操アリーナ新築工事、小林古径記念美術館増築工事、旧第1クリーンセンター除却工事です。それら3つの中から一つは抽出したいと思い、その中でも小林古径記念美術館増築工事の落札率が一番高かったので、抽出させていただきました。今の説明で分かりましたので、了解しました。

今本委員長： 他に何かありましたらお願いいたします。

全委員： (意見なし)

《No.2 雪中貯蔵施設解体工事》

今本委員長： 2件目の雪中貯蔵施設解体工事につきまして、事務局から説明をお願い

します。

鋤柄副課長： 2 件目の案件は雪中貯蔵施設の解体工事です。こちらの施設は安塚区樽田にある雪だるま物産館の隣に位置しております。工期は平成 30 年 5 月 16 日から 7 月 24 日までの 70 日間です。

工事の概要ですが、昨年 12 月に発生した火災により建物が全焼したことから、解体撤去することになりました。

本工事は予定価格が税抜で 1,945 万 7,000 円ですが、税込予定価格は 2,101 万 3,560 円となり 2,000 万円以上の工事になりますので、制限付き一般競争入札となります。

また、解体工事につきましては、市で設計を行わず仕様書発注としておりますことから、今回の入札では最低制限価格を設けておりません。

入札参加に必要な資格要件ですが、解体又はとび・土工・コンクリートの許可を有しており、土木一式工事又は建築一式工事の格付けが A ランクで解体工事を希望する市内本社の業者といたしました。条件に合致する登録業者は 31 者になります。

今回、「落札率が高い。」ということで、審議の対象として抽出していただいております。

2,000 万円以上の制限付き一般競争入札の対象となる解体工事の、過去 3 年間の平均落札率を調べてみたところ、平成 27 年度は 97.34%、平成 28 年度は 94.88%、平成 29 年度は 99.04%といずれも高い割合を示しており、本件は 99.71%ですので、昨年と比較すると 0.67 ポイント高い状況となっております。

入札状況については、7 者から入札に応じていただいておりますが、7 者のうち 5 者は地元の安塚区と隣接する浦川原区の業者で、近隣の業者から多く参加していただいた中での競争となりました。

4 月 27 日の 1 回目の入札では予定価格に至らず、再入札、再々入札と計 3 回行った結果、3 回目の入札で落札者が決定しました。なお、落札した株式会社サトウ産業は、貯蔵施設建屋を建築した元請施工業者になっております。

先ほどもお話しましたが、1 回目の入札で決まらず再入札になりますと、1 回目の入札の最低応札金額を応札者に提示し、その金額未満で入札していただくようお願いします。再入札に応札される方は、最低応札金額が示される中で、予定価格のある程度の目安を付けることができ、できるだけ高い金額で落としたいという気持ちもありますので、予定価格にかなり近い金額で応札してきます。従いまして、再入札、再々入札の場合は落札率が比較的高くなる傾向にあります。

以上から、落札率が高くなった理由としては、再入札、再々入札と業者が金額を擦り合わせていく中で、高い価格での競争となり、結果として落

札率が 99.71%になったものと考えております。

今本委員長： ありがとうございます。岩井委員、何か抽出理由について補足がありましたらお願いします。

岩井委員： ガス水道局の案件にも挙げていますが、解体工事が何件かある中で、いずれも 99 パーセント程度であり、解体工事はどうして落札率が高くなるのかというのが私の疑問でした。

今回の株式会社サトウ産業の件につきましても 99.71%となっていますので、何とかもう少し低くならないのかな、という気持ちで挙げさせていただきました。

鋤柄副課長： 解体工事がなぜ落札率が高くなるのかというご質問ですが、解体の場合、標準単価が無いため、業者からの見積りにより予定価格を決めさせていただきます。

既存している建物を壊す工事では、実際に業者から現場を確認していただいた上で見積りを出してもらうのですが、躯体に何が使われているのか、など実際に壊してみないと分からない部分が多くでてきてしまうので、安全を期してではないですが、少し高めに価格を設定する、または見積価格を多めに見込むのではないかと考えています。

岩井委員： 新設の建築物の材料費は市場価格が絶えず変動していますので、建設業者にしてみると見積りを出すのがなかなか難しいのではないかと思います。解体は確かに非常に困難な工事になる場合もあるかと思いますが、安易な言い方ですが、壊してダンプで残骸物を運んでしまえばそれで済むのではないかと考えられます。

旧第 1 クリーンセンター除却工事も落札率が高く、今回の案件や北本町のガス供給所施設解体撤去工事にしても 99%以上となっており、なぜこんなに高くなるんだろうという思いがあります。

宮下課長： 一般論のため補足にならないかもしれませんが、今回の安塚区の件は山間部の施設ではありますが、近くに他の施設があり、また、旧第 1 クリーンセンターにつきましては近隣に温浴施設があります。

確かに、壊して運べばよいという考えもあるのですが、解体の手法について、近隣に施設があると、騒音や粉塵等の飛散防止に十分注意しながら施工していく必要があります。

まさに、この雪中貯蔵施設や旧第 1 クリーンセンターについては、近隣に多くの皆様からご利用いただく施設もありますので、そういったものにも配慮しながら工事を施工しようとする、当然ですが手間がかかりますし、その分人件費も嵩みます。そういったことも要因になっているのではないかと推測しております。

岩井委員： もう 1 点よろしいですか。業者の選定理由に解体工事を希望していることあるのですが、この解体工事を施工することができる業者というのは、

資格を有している業者であれば、全ての業者が解体工事を希望しているということにはならないのですか。

西條係長： 岩井委員のご質問にお答えいたします。解体工事を施工する場合、工種のうち、「解体工事」又は「とび・土工・コンクリート工事」の資格を持っていれば解体工事を行うことができます。平成 28 年度に建設業法の改正がありまして、平成 31 年 6 月以降は「解体工事」の資格を持っている必要がありますが、経過措置の期限である平成 31 年 5 月までの間であれば、平成 28 年 6 月 1 日までに取得している「とび・土工・コンクリート工事」又は「解体工事」のいずれかの工種の資格を持っていれば解体工事を請け負うことができるというルールになっています。

このような暫定的な状況であることから、市独自のルールとして、いずれかの工種の資格を持っている業者のうち、「解体工事を受注したい。」と意思表示していただいた業者を指名等の対象とさせていただいています。

岩井委員： ありがとうございます。

今本委員長： 先ほど業者の見積りの話もあったのですが、こちらも今回は、応札してきた 7 業者には見積りは依頼していないということでしょうか。

鋤柄副課長： 今回、この 7 業者からは見積りを取っておらず、設計の委託業者から見積りを徴し、それを使って予定価格を設定させていただいております。

今本委員長： 分かりました。他に何かありましたらお願いいたします。

全委員： (意見なし)

《No.3 戸野目汚水幹線 36-3 他枝線工事》

今本委員長： 3 件目の戸野目汚水幹線 36-3 他枝線工事ということで、こちらも落札率が高いということで抽出いただきました。これについて事務局から説明をお願いいたします。

鋤柄副課長： 3 件目の案件は、戸野目汚水幹線 36-3 他枝線工事で下水道工事になります。場所は国道 18 号線の四ヶ所インター下付近、稲田橋に向かって、JA えちご上越の虹のホールがある辺りになります。

工期は平成 30 年 5 月 23 日から平成 31 年 2 月 6 日までの 260 日間です。

工事の概要ですが、下水道管の埋設工事で、地中をドリルで掘り進みながら下水道管を埋設する「推進工法」と地盤を直接掘削しながら管を埋設する「開削工法」がありますが、この 2 つを取り入れた工事となっております。推進工法を含みますので、技術的に高いものが求められる工事となります。

本工事は予定価格が 2,000 万円以上の工事になりますので制限付き一般競争入札となります。

入札参加に必要な資格要件ですが、推進工法による工事として、高い技術が求められますので、金額に係わらず、市内に本社を有する土木一式工

事の A ランクといたしました。条件に合致する登録業者は 40 者になります。

今回、「落札率が高い。」ということで、審議の対象に抽出していただいております。

本件については、落札率が 99.85%で、平成 29 年度の制限付き一般競争入札の土木一式工事の平均落札率 95.68%と比較して 4.17 ポイント高くなっています。

入札の状況ですが、5 者が入札に応じ、1 回目の入札で予定価格を下回ったのは 1 者、株式会社草間組のみという結果となり、同社を落札者として決定しております。

今回の工事現場付近の下水道工事の状況ですが、今回の工事で埋設する管に繋がる幹線の工事を落札した株式会社草間組が平成 27 年度から平成 29 年度に渡って受注しています。また、近接対象工事にあたる汚水幹線 271-S1 他枝線工事を株式会社草間組が受注済みという状況でありました。

以上から、落札率が高くなった理由としては、土木一式工事については公表されている標準単価からある程度予定価格に近い金額が割り出すことができることから、結果として 99.85%になったものと考えています。また、落札した株式会社草間組は過去に、今回の工事で接続する管工事を手掛けていることや、現場付近の状況に精通していることから、他社より現場管理費等の費用が圧縮できたのではないかと考えております。

今本委員長： ありがとうございます。岩井委員から抽出理由について、何か補足がありましたらお願いします。

岩井委員： 今の説明で結構です。

今本委員長： それでは、只今の説明について何かありましたらお願いいたします。

全委員： (意見なし)

《No.4 東本町小学校校舎棟避難設備改修工事》

今本委員長： 続きまして、4 件目の東本町小学校校舎棟避難設備改修工事につきまして、こちらも落札率が高いということで抽出していただきました。これについて、事務局から説明をお願いいたします。

鋤柄副課長： 4 件目の案件は、東本町小学校校舎棟避難設備改修工事です。場所は東本町 2 丁目地内です。工期は平成 30 年 5 月 28 日から平成 30 年 11 月 20 日までの 117 日間です。

工事の概要ですが、国の学校施設環境改善交付金を活用し、校舎の避難設備を強化する内容で、2 棟ある校舎棟に屋外非常用階段を新設する他、非常階段への雪除けの新設、防火扉の撤去新設等を行うものであります。

本工事は予定価格が 2,000 万円以上の工事になりますので制限付き一般競争入札となります。

入札参加に必要な資格要件ですが、税込予定価格が 2,200 万円以上の建

築工事となりますので、市内に本社を有する建築一式工事の A ランクといたしました。条件に合致する登録業者は 28 者になります。

今回、「落札率が高い。」ということで、審議の対象として抽出していただいております。

入札状況ですが、4 者が入札に応じ、5 月 16 日の 1 回目の入札では予定価格に至らず、再入札、再々入札と合計 3 回入札を行いました。3 回とも予定価格には到達しませんでした。当市の財務規則では再入札は 2 回までと規定しているため、入札を一旦不調とさせていただきます。

財務規則では、入札が不調となった場合に随意契約を締結できると規定しており、また、当市の「入札の不調又は不落における随意契約の事務取扱要領」において、予定価格と最低入札金額との差が概ね 10%以内である場合は随意契約に移行できると定めています。

3 回目の最低入札金額は田中産業株式会社の 7,300 万円で、予定価格 6,727 万円との差が 573 万円、8.52%となり、概ね 10%以内となっておりますことから随意契約に移行することができます。学校関係の工事では、夏休み期間を利用して大きな工事を予定することが多く、この工事も工期が 5 月 28 日から 11 月 20 日までと、夏休み期間を利用した工事であって、工期を伸ばすことが難しいことから、随意契約に移行することにいたしました。

最低入札者の田中産業株式会社は、東本町小学校校舎の元請施工業者であり、また 2 番目の山口建設株式会社は日常のメンテナンス業者になっております。他社と比べ施設状況や工事現場を熟知している業者ですが、この両者が予定価格に達することができなかつたことから見ても、今回の工事は価格的にも非常に厳しいものであったと推測されます。具体的には、鉄鋼資材の積算において、市と業者の積算に乖離があったのではないかと考えています。

随意契約への移行決定後、田中産業株式会社に対して、随意契約の交渉の余地があるか確認したところ、交渉に応じていただき、社内で検討していただいた結果、5 月 22 日に 6,720 万円という見積りをいただきましたので、随意契約を締結することといたしました。

以上のように、予定価格に達せず随意契約の交渉へ移行した場合は、予定価格の範囲内で収まるよう交渉させていただきますので、結果として落札率が高くなる傾向にあり、今回もそのケースと考えております。

今本委員長： ありがとうございます。岩井委員から抽出理由について、何か補足がありましたらお願いします。

岩井委員： 高い落札率を気にして抽出させていただいたものです。

どうして予定価格に達しなかつたのか疑義があります。工事自体が大変難しい内容なのでしょうか。

宮下課長： 随意契約の交渉に私も同席させていただきお話をさせていただきました。

土地勘のある方はお分かりかと思いますが、東本町小学校周辺の道路幅等は狭く、非常階段に使う鉄鋼を外から学校内に運ばなければならない中で、非常に狭隘な場所であるため小さい車で何回も運ばなければならず、大きな車で運ぶよりコストがかかります。

また鉄骨単価について、市では刊行物単価を極力使っておりますが、業者はどちらかというと、下請けなり自分で見積りを取って、積算してくるケースが多くあります。

今回、そこで市が考えている鉄骨資材との差があり、またこういった価格が積算単価に反映されるまでには少しタイムラグがありますから、業者は最新の鉄骨資材として見積ったため、そこで少し差が生じたものと推察しています。

岩井委員： ありがとうございます。

今本委員長： 結構値引きをされたということでご苦労があったのではないかという気がするのですが、予定価格を出すときに鉄鋼資材の価格に差があったという認識でしょうか。

宮下課長： つぶさに業者と擦り合わせができませんし、当然我々も交渉の段階で、「市はこの金額で積算しています。」という話はできませんので、1回目に出していただいた工事費内訳書と市の積算額の内訳書を突き合わせる中で、例えば「この経費のコスト感が違うのでしょうか。」といったやり取りをしながら金額を導いていきます。業者さんもはっきりと申しませんが、今回はその部分が大きかったのではないかと交渉させていただく中で感じたものです。

岩井委員： 抽出する際に、まず落札率を第一に見て抽出しましたが、予定価格が非常に重要な意味を持っていると思います。

絶対的な数値を出すのはとても大変だとは思いますが、ある程度、世間一般で認められるような数値でないと、ただ単に100%、97%、80%だと言っても、その部分が中々難しいところだと思います。

宮下課長： 市がそもそも予定価格をどう設定するか。当然、予定価格は契約上の上限金額となり、その金額以下での仕事をお願いする訳ですので、この積算をきちっとやっていくというのがまず命題です。

通常、標準積算単価という、いろいろな統計やデータに基づいて算定されている労務単価や資材単価があるものについては、そちらを使って設計を組みますし、そういった積算単価が示されていないものについては業者から見積りを徴し、そこから実勢価格を導いた上で最終的な予定価格を算出することととしています。

そこで合えばいいのですが、どうしても時間的な経過に伴い、仮に資材

の急騰等があった場合には、業者とも十分に協議した上で、資機材分の上昇分を加味するインフレスライドという制度も使いながら対応しているという状況です。

岩井委員： ありがとうございます。

今本委員長： 他に何かありますでしょうか。無ければ、この案件について終わりたいと思います。

全委員： (意見なし)

《No.5 大潟町中学校北棟・特別教室棟老朽施設改造電気設備工事》

今本委員長： 大潟町中学校北棟・特別教室棟老朽施設改造電気設備工事につきまして、落札率が 100%ということで抽出していただきました。事務局から説明をお願いします。

鋤柄副課長： 5 件目の案件は、大潟町中学校北棟・特別教室棟老朽施設改造電気設備工事です。場所は大潟区潟町地内です。工期は平成 30 年 6 月 4 日から平成 30 年 11 月 20 日までの 170 日間です。工事の概要ですが、老朽化した校舎の改造工事に伴うトイレの電気設備改修工事です。

本工事は予定価格が 2,000 万円未満の工事になりますので指名競争入札で実施したものです。入札参加に必要な資格要件ですが、電気の B ランク工事ですので、市内に本社を有する電気 B ランク業者と A ランク業者を地理的要件により、合計 14 者選定いたしました。

今回、「落札率が 100%である。」ということで、審議の対象に抽出していただいております。

本件については、5 月 25 日の 1 回目の入札では予定価格に至らず、再入札、再々入札と合計 3 回行った結果、3 回目の入札で落札者が決定しました。落札した田辺工業株式会社は、大潟町中学校の電気設備工事の元請施工業者になっております。

先程、No.2 の雪中貯蔵施設解体工事でもご説明いたしましたが、再入札、再々入札の場合は落札率が比較的高くなる傾向にあります。

今回も同様で、最終的には元請施工業者である田辺工業株式会社が予定価格と同額で落札しております。

また、今回は辞退者が多く 14 者指名したものが、最終的には元請施工業者と工事場所から比較的近い 2 者の合計 3 者での競争になった訳ですが、工事場所が大潟区潟町であり、遠方の業者には工事規模からすると中々経費の圧縮には至らない工事であったため、11 者と多くの方が辞退されたのではないかと推察しております。

以上から、入札率が 100%となった理由としては、遠距離にある業者が敬遠し辞退する中で、再入札、再々入札で競走した結果、予定価格に 10 万円未満の端数が生じておらず、切れのいい数字でもあったこともあり、元請施工業者の田辺工業株式会社の入札額と予定価格とが偶然一致し、結果と

して落札率が 100%になったものと考えております。

今本委員長： ありがとうございます。岩井委員から抽出理由について、何か補足がありましたらお願いします。

岩井委員： 偶然だったと思うのですが、再入札、再々入札の場合は落札率が高くなる。しかも落札率が 100%であるということで理解いたしました。

今本委員長： これは、最初の予定価格について、低すぎる設定をしてしまったということが要因なのでしょうか。

宮下課長： 大前提で申し上げますと、積算基準があるものは積算基準を用いて、そうでないものは業者見積を用いますが、機械設備となりますと、設備そのものには標準価格がありませんので、業者から見積りにより積算しています。

複数者から見積りを取ったうち一番安いものを採用したとすると、当然指名した業者がどこの業者から見積りを取るかによってコスト感は違ってきます。

予定価格が低すぎたかということ、そうではないとしか申しあげることができませんが、実勢価格に近付ける中での予定価格の設定、また、あくまでも入札執行の結果だということでご理解いただければと思います。

今本委員長： ありがとうございます。他に何かありますでしょうか。無ければ、この案件について終わりたいと思います。

全委員： (意見なし)

《No.6 旧第 1 クリーンセンター除却工事施工監理業務委託》

今本委員長： No.6 の旧第 1 クリーンセンター除却工事施工監理業務委託につきまして、落札率が極めて低いということで抽出をしていただきました。この案件について事務局から説明をお願いいたします。

西條係長： 本監理業務委託については、本年 6 月の市議会において議決頂いた旧第 1 クリーンセンター除却工事の実施に伴い、当該工事が適正かつ円滑に実施されるように、設計監理及び工程、安全、環境保全等の施工監理を行う業務内容になります。

本体の除却工事については、株式会社福田組及び田中産業株式会社が構成いたします福田・田中共同企業体が 8 億 3,160 万円で受注しております。

通常、施工監理業務については、新築又は増改築する際に行う場合がほとんどであり、その場合は当該設計を担当した設計事務所でなければ設計内容の詳細を把握できないため、一般的には当該設計業者と一者随意での契約を行っております。その際、原則といたしまして、市では設計をきちんと行い、最低制限価格も設ける中で随意契約の交渉を行うということとしております。

他方、市で解体工事を行う場合、一般的には施工監理業務を委託せず、市の発注担当者が監督員として施工監理を行っておりますが、今回の場合、

ダイオキシン類の除染作業等の特殊作業を含む非常に大規模なプラント施設兼焼却処理施設の解体工事であることから、廃棄物のコンサルタント業務に精通した業者による設計監理などの業務をお願いする必要があると判断したものです。

指名業者の選定条件につきましては、資料に記載のある①県内又は市内に営業所等を有する業者であること、②一般社団法人日本廃棄物コンサルタント協会の協会会員であること、③廃棄物処理施設の解体関連業務の実績を有する業者であること、④廃棄物処理施設に精通した技術士が複数在籍する業者であること、の4つを条件とさせていただきます。今回のこの条件に合致する登録業者は参考見積を徴した業者も含めて、今回指名した12者となります。

廃棄物焼却処理施設の解体工事及び施工監理にあつては、一般的な建築物の解体と比較し、鉄骨や鉄筋コンクリート、鉄骨鉄筋コンクリート造部分が混在するプラント施設であることを踏まえ、市では設計を行わず、内容に精通している業者の参考見積書に基づいて予定価格を定めております。また、最低制限価格も設けておりません。

今回の入札では、入札額が予定価格の85%を下回ったため、低入札調査を実施し、落札決定をしたものであります。

今回、岩井委員から「落札率が極めて低い。」ということで確認の依頼をいただいております。

今回の業務にあつては、落札率が44.04%となっております。過去の監理業務の平均落札率については、平成27年度が96.87%、平成28年度が95.73%、平成29年度が92.87%であり、平成29年度の平均落札率と比較しても48.83ポイントも低い状況であります。

しかしながら、先ほどご説明したとおり、これまで市で実施しております監理業務については建物を新築又は増改築する際の施工監理業務の実績でありまして、今回の廃棄物焼却処理施設の除却に伴います施工監理業務とは内容を異にしております。

資料に記載してあるとおり、予定価格の85%を下回ったことから低入札調査を実施いたしました。聞き取りの中で、最低応札者である株式会社中部設計におきましては、非常に受注意欲が高いことその他、その他の要因としまして、①諸経費等の圧縮が可能であることが確認でき、②技術者の効率的な業務への配置が可能であるという説明も受けました。また、③委託額の大半が審査や現場監理を行う技術者の人件費である業務である特性を踏まえ、施工監理を行う技術者の人件費の算出において、国土交通省の技術者単価ではなく、自社で算出した単価を用いた人件費に基づく委託料を算出することができたこと、など様々な要因により委託額の圧縮が可能であったとの回答でした。

補足とはなりますが、先ほどご説明した低入札調査の中で自社単価の算出にあっては会社の規模や技術者の給与体系などに基づき、適正に算出したものであって、従業者の労働環境に悪影響を及ぼすような積算は行っていないことについて、併せて聞き取りによって確認させていただいたところです。

最後に推察となりますが、落札率が極めて低くなった要因として、大きく3つの理由があると考えております。(1)当該業者の受注意欲が非常に高かったこと、(2)当該業者が参考見積の提出依頼を受けていないため、参考見積の提出依頼を受けている他社との競争を念頭に置いた競争性の高い入札動機があったこと、(3)低入札価格調査の聞き取りにより判明した①諸経費等の圧縮、②技術者の効率的な業務への配置、③独自の人件費計算に基づく多額の経費削減が可能であったこと、の大きく3点により、予定価格と落札額に大きく開きが生じたのではないかと考えているところです。

今本委員長： ありがとうございます。岩井委員から抽出理由について、何か補足がありましたらお願いします。

岩井委員： よく理解できました。

施工監理業務というのは、受注業者が独自でやる場合が多いのでしょうか。それとも、このクリーンセンターの除去作業のように別に業者を頼んでやる場合が多いのでしょうか。

西條係長： 今ほどもご説明させていただきましたが、通常、施工監理を行う場合は、建物を建てる、もしくは増改築するような場合がほとんどでありまして、その場合は設計をしていただいた業者でないといことが分からないという業務がほとんどです。

今回、解体工事で施工監理業務を委託するというのは市ではほとんど例がありませんが、今回の場合、大規模な廃棄物処理施設の解体工事でもあるため、例外的に施工監理業務を別で発注することにさせていただいたということです。

岩井委員： ありがとうございます。

今本委員長： 他に何かありましたらお願いいたします。

宮崎委員： 低入札調査というのは、聞き取り以外には具体的にはどのような形でされているのでしょうか。

西條係長： 具体的には、業務委託の場合では入札の際に入札額のみを提示を受けているため、低入札調査の際には見積りの根拠となる詳細な資料の提出を求めています。今回のような場合ですと、人件費に相当する部分として、どのような技術職を何人配置し、単価についてはどのくらいで考えているのかというような積算資料を提出していただいています。

また、今回の場合ですとあらかじめ2者から参考見積書を提出していた

だいておりますので、その内容とも比較しながら、内容に齟齬がないのか、従業者に無理を強いるような積算を行っていないかなど、について聞き取りに合わせて、資料の確認もさせていただいております。

宮崎委員： ありがとうございます。

今本委員長： 他に何かありますでしょうか。無ければ、この案件について終わります。

全委員： (意見なし)

《No.7 ガス中央監視装置更新工事》

今本委員長： 続きまして、ガス水道局の案件ということになります。No.7 ガス中央監視装置更新工事の案件につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

池田主任： まず、工事の内容についてご説明いたします。

ガス水道局では、合併前の上越市、頸城区、柿崎区、大潟区及び中郷区において都市ガスの供給を行っており、合併前の上越市及び頸城区についてはここ本局で、柿崎区及び大潟区については北部営業所で、中郷区については中郷区営業所が所管しております。

本局及び北部、中郷区営業所において、ガスを安全に安定して供給するため、それぞれの所管区域内の供給所等、主要な施設におけるガスの流量、圧力を常時監視できる装置が設置されておりますが、平成17年の合併以前に導入したものであることから、本局、北部及び中郷区営業所で別々の装置となっており、一元的な監視及び情報の共有が困難であること、また、各装置で老朽化が進み、一部機器では修理が困難となっていることから、装置全体の更新を行う他、あわせて供給所等、主要な施設の監視設備の改造等を行うものであります。

契約方法といたしまして、予定価格が1億円以上の設備工事であることから、3者以内で結成する特定共同企業体による制限付き一般競争入札としております。

業者の選定に当たっては、施工内容から工種を電気通信工事とし、上越市内に本社又は営業所を有していること、という要件を加えております。

なお、特定共同企業体の代表者につきましては、建設業許可の「特定建設業許可」を有していることという要件を加えております。

入札参加可能な業者は市内本社業者12者及び市内営業所業者19者の計31者です。また、特定共同企業体の代表者となることができる業者は市内本社業者12者のうちの2者、市内営業所業者19者のうちの5者の計7者となっております。

本件につきましては、岩井委員から「ガス水道工事の中で極めて落札率が高い。」とのご指摘であります。

本件は仕様書による発注のため、複数業者からの参考見積を基に予定価格を設定しております。入札時に業者から提出される工事費内訳書と参考見積を比較したところ、機器費及び実際の施工に要する費用は同額であり、

その他の経費部分で若干の値下げとなっております。また、そのことについて、落札業者に聞き取りをしたところ、機器のメーカーと十分に価格交渉を行っていたこと、施工に要する費用についても十分に検討した上で参考見積を提出したとのことから、精度の高い参考見積であり、結果として落札率が高くなったものと考えられます。

今本委員長： ありがとうございます。岩井委員から抽出理由について、何か補足がありましたらお願いします。

岩井委員： ガス水道局が発注する工事を見ましたら、ほとんどが水道管とガス管の入れ替え工事となっていました。この件は中央監視装置ですので中身が違いますが、ガス水道局が発注する工事にしては極めて落札率が高かったものですから抽出させていただきました。今の説明で納得できました。

今本委員長： 他に何かありましたらお願いいたします。特に無ければ、この案件について終わりたいと思います。

全委員： (意見なし)

《No.8 北本町ガス供給所施設解体撤去工事》

今本委員長： 続きまして、No.8 北本町ガス供給所施設解体撤去工事です。解体工事は落札率が高い傾向にあるということで抽出させていただきました。この案件につきまして事務局から説明をお願いいたします。

池田主任： 工事の内容についてご説明いたします。

今回の発注はガス管の整備が進み、効率的なガスの供給が可能となったことにより不要となった北本町 2 丁目にある「北本町ガス供給所」において、今後使用する見込みのない管理棟等の建屋を解体するものであります。

なお、この不要となった建物のうち発電機室及び PCB 保管庫につきましては、アスベストが吹き付けられていることからその除去工事を、また、ヘッダー室として使用していた建屋については解体せず、文書を保管するための書庫として使用するため、改修を行うものであります。

契約方法といたしまして、予定価格が 2,000 万円以上であることから、制限付き一般競争入札としております。

また、業者の選定に当たっては、施工内容から工種を解体工事とし、解体工事又はとび・土工・コンクリート工事の入札参加資格を有し、土木一式工事又は建築一式工事の格付けが A ランクで、かつ、解体工事の施工を希望する上越市内に本社を有する業者といたしました。条件に合致する業者は 31 者となっております。

岩井委員から「解体工事は落札率が高い傾向がある。」とのご指摘であります。解体工事は仕様書による発注であり、複数の業者から参考見積を徴し、その価格を基に予定価格を設定しております。

解体工事の落札率が高くなる理由として、仕様書には解体対象の材質、数量等を明記していることから、入札額と参考見積額に大きな差は生じに

くいことが考えられます。

本件についても複数者から参考見積を徴し、予定価格を設定しておりますが、入札時に業者から提出される工事費内訳書と参考見積を比較したところ、参考見積時に割高な価格を提示した 1 者を除き、入札額と参考見積額に大きな差がありませんでした。落札業者に聞き取りをしたところ、現場確認を十分に行った上で参考見積を提出したとのことでしたので、参考見積自体の精度が高く、結果、落札率が高くなったものと考えられます。

今本委員長： ありがとうございます。岩井委員から抽出理由について、何か補足がありましたらお願いします。

岩井委員： 結構です。

今本委員長： 只今の案件につきましてご意見、ご質問等ありましたらお願いします。無ければ、この案件について終わりたいと思います。

全委員： (意見なし)

《No.9 富岡配水場機能増設工事》

今本委員長： 続いてNo.9 富岡配水場機能増設工事の案件につきまして、落札率が高いということで抽出をしていただきました。この案件につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

池田主任： 工事の内容についてご説明いたします。

上越市内には規模の大きな浄水場として城山浄水場、正善寺浄水場、柿崎川浄水場の 3 つの浄水場がありますが、今回の発注では、それらの浄水場の水を効率的に運用するため、富岡配水場から高田方面へ配水する制御弁を自動化するものであります。工事の内訳としては、自動化のためのソフトウェアの設計・製作、それらにかかる技術的な費用、現地での機器の改造及び試験であります。

契約方法は予定価格が 2,000 万円未満であることから、指名競争入札といたしました。

また、業者の選定に当たっては、施工内容から工種を電気通信工事とし、当該工種の入札参加資格を有する全 115 者のうち、市内本社業者 11 者及び当該設備の元請施工業者 1 者の計 12 者を選定しております。

本件につきましては、岩井委員から「落札率が高い。」とのご指摘であります。本件は、仕様書による発注であることから、複数の業者から参考見積を徴し、それらの価格を基に予定価格を設定しております。工事費の内訳を確認したところ、ソフトウェアの設計、製作等、実際の施工に係る金額の大部分が人件費であり、参考見積からの値下げが難しいことから、高い落札率に繋がったものと考えられます。

今本委員長： ありがとうございます。岩井委員、何か抽出理由について補足がありましたらお願いします。

岩井委員： ありません。

今本委員長： ここでは見積業者 2 者が入っていますが、参考見積の業者の間に割と差があるものなんですね。

平野課長： 予定価格 225 万円に対しまして、安い方では 224 万、高い方では 288 万ということで 60 万円ほど開きがありますが、取り立てて差が大きいとは考えておりません。この程度の開きというのは他の工事でもあり得るものだと考えています。

今本委員長： ありがとうございます。他に何かありますでしょうか。無ければ、この案件について終わりたいと思います。

全委員： (意見なし)

《No.10 庁舎昇降機設備リニューアル工事》

今本委員長： 続きまして、No.10 庁舎昇降機設備リニューアル工事につきまして、これは随意契約ということですが、落札率が 100%であるということで抽出していただきました。この案件につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

池田主任： 工事の内容についてご説明いたします。

今回の発注内容は、現在、ガス水道局庁舎に設置されておりますエレベーターが設置から 34 年が経過し、メーカーが部品の供給を停止しており、故障時の修繕が困難になっていることから、必要な機器等を入替えるリニューアル工事を行うものであります。

更新の方法といたしまして、既存のレール等を再利用し、必要な機械等を入れ替える準撤去リニューアルとしております。

当局に設置されているエレベーターが東芝エレベータ株式会社製であり、当該業者以外の業者ではリニューアル工事ができないことから、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に基づき、一者随意契約といたしました。

本件につきましては、岩井委員から「落札率が 100%である。」とのご指摘であります。

参考見積と同額で本見積が提出されたことについて、契約決定者である東芝エレベータ株式会社に確認したところ、使用する機材は全て自社で製作しており、それらを組み立てる部品については他の業者から調達しているようですが、在庫として既にあるものを使用するため値下げの余地がないこと、また、施工費についても値下げできないものであるとのことでした。また、十分に検討した上で提出させていただいているものであるという回答でありました。

このことから、参考見積時からの値下げがなく、結果として、落札率が 100%となったものと考えられます。

今本委員長： ありがとうございます。岩井委員、何か抽出理由について補足がありましたらお願いします。

岩井委員： この案件を見させていただいた時に、ガス水道局が発注する工事にしては全く別のものではないかという感覚を持ったものですから抽出させていただきました。

単純に考えて東芝製のエレベーターだから東芝エレベーター株式会社でなければだめだというのはよく分かるのですが、他の業者では難しいのでしょうか。もし可能であれば、かなり値下げが可能ではないのかと感じたのですが、いかがでしょうか。

平野課長： 委員ご指摘のとおり、競争のできるものであれば当然競争して発注をしていくと、そういった中では価格が下がっていく可能性は、あるかと思えます。

ただ、今回このエレベーターの場合は、既存のものを全て撤去して全く新しいものを取り付けるというものではありません。もし、全く新しいものを取り付けるものであれば、そのような競争ができたと思うのですが、今回、なるべく費用を抑えるということもありまして、必要な改修をするということにしました。

仮に、他のメーカーが東芝エレベーター株式会社のエレベーターを組み立てた場合、問題が起こる場合も想定され、また、その場合の補償の問題もありますので、このようなケースの場合は、東芝エレベーター株式会社しか工事ができないということで一者随意契約を行っているものであります。

宮下課長： 国内のエレベーターメーカーですと、東芝の他に、三菱、日立及びフジテック、海外メーカーですとアメリカのオーチス、スイスのシンドラーなどがありますが、それぞれのメーカーが、メーカー独自の籠の大きさを採用しており、それに伴い昇降口の規格がばらばらとなっている状況です。

今、平野課長から説明させていただいたとおり、大規模改修で設備を全部変えるとなれば競争すればよいのですが、今あるものを改修しようとするとしても、既存の設置メーカー、今回であれば東芝エレベーター株式会社にならざるを得ないという状況は市でも同様でありますので、補足させていただきます。

岩井委員： 分かりました。理解できました。

今本委員長： 今の件ですが、メンテナンスも同様でしょうか。

宮下課長： メンテナンス業務も同様です。一部、切り離せる業務内容もあるとは聞いていますが、概ね設置メーカーとセットになっていると考えていただければと思います。

今本委員長： 分かりました。他に何かありますでしょうか。無ければ、この案件についてこれで終わりたいと思います。

全委員： (意見なし)

《No.11 ガスメーター修理再検定委託》

今本委員長： 最後の案件です。ガスメーター修理再検定委託ということで、これは落

札率が低いということで抽出していただきました。この案件につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

池田主任： 業務の内容についてご説明いたします。

ガスメーターは、計量法において検定期間が 10 年と定められております。一度使用したガスメーターは修理して検定を受けることで、再度使用することができます。

今回の発注では、ガスの供給能力が異なるガスメーターの修理・検定、合計 1,289 個の委託であります。契約方法は、指名競争入札であります。

業者の選定に当たっては、物品入札参加資格者のうち、ガスメーターを希望する業者全 18 者のうち、市内本社業者全 5 者及び準市内業者全 10 者の計 15 者を選定しております。

岩井委員から「落札率が低い。」とのご指摘であります。本件は仕様書による発注のため、複数の業者から参考見積を徴し、その価格を基に予定価格を設定しております。

本業務は、メーターの修理検定一個当たりの委託単価が発注時期によって異なることから、可能な限り実勢を反映できるよう、発注の 1 か月程度前に参考見積を徴取するようにしております。

なお、落札業者は参考見積を徴した業者であることから、落札業者に参考見積額と入札額の乖離について確認したところ、参考見積額及び入札額とも、メーターの修理を行うメーカーから提出される価格を基に算出しているとのことでした。

なお、入札時にメーカーから提出される修理等の単価は工場の稼働状況により上下するとのことであり、実際その 1 か月前に出してもらった価格よりもその時その時により価格がどうしても上下してしまうとのことあります。

今回の場合、落札した業者の取引があるメーカーの工場稼働率が低く、見積価格が安価であったことから、結果、落札率の低下に繋がったものと考えられます。補足となりますが、今回の業務については既に完了しており、検査結果も良好でありました。

今本委員長： ありがとうございます。岩井委員、何か抽出理由について補足がありましたらお願いします。

岩井委員： 落札率が低いというのはこちら側が望むところで本当に良かったと思うのですが、あまりにも予定価格との乖離が大きいため、どうしたのかなと思ひ、抽出させていただきました。

今の説明で、工場稼働率が大きく左右するとのこと、前回は確かこういう事例があったかと思うのですが、稼働率が低い時に注文すると安くあがるということで仕方ないこととして、よく理解できました。

今本委員長： 分かりました。他に何かありますでしょうか。無ければ、No.11 の案件に

ついて終わりたいと思います。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 以上で今回の審議が全て終わりました。事務局から何かありましたらお願いします。

宮下課長： 今回の会議で皆様も任期 2 年ということで、抽出については今回の岩井委員で一巡したという形です。

次回 3 回目の案件抽出ですが、2 巡目ということで、また一番目に戻って、今本委員長からお願いできればと思っております。皆様のご意見をお聞きいただければありがたいと思っております。

今本委員長： 次回の案件の抽出ですが、我こそは希望するという方がいらっしゃいましたら手を挙げていただければと思います。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 特に無いようですので、私が担当させていただきたいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

他に何かありますでしょうか。

宮下課長： 次回の会議の予定についてあらかじめ皆様にお諮りをしたいと思います。

第 3 回につきましては、12 月の下旬を予定したいと考えています。詳しい日程につきましては、事前に皆様と日程調整しながら、多くの皆様にご参加いただける日程なども踏まえて、調整させていただきます。早めにご連絡させていただきますので、日程の確保について、ご配慮ください。

また、次回の案件抽出のご担当は今本委員長として決定いただきましたので、事務局から改めて連絡を取らせていただきます。お忙しいとは思いますがご協力のほどよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

今本委員長： ありがとうございます。他に無いようでしたら、今回の第 2 回会議はこれで終わりたいと思います。

皆様ご多忙の中、出席いただきましてありがとうございます。それではこれで終わりたいと思います。